

『廉明奇判公案』について

一、はじめに

『廉明奇判公案』は明代の裁判小説である。事件を判官が解決する経緯を描く短編集は「公案小説」と称され、中国白話小説史の一ジャンルを形成している。公案小説は、万暦の初め頃に『百家公案』が成立し、これより相次いで刊行を見、明末の『龍図公案』において一つの頂点を極めたとされる。しかし、かつて魯迅が『中国小説史略』の中で、『龍図公案』について、「文意甚拙、蓋僅識文字者所為」^①と記し、孫楷第も『廉明奇判公案』をはじめとした公案小説を列挙して「丙部小説之末流而已」^②と述べたように、公案小説は決して高い評価を受けてきたわけではなかった。近年の研究によれば、公案小説には現存12種があると言う。本稿では、『廉明奇判公案』について考察する。

『廉明奇判公案』には、四巻本と二巻本があり、四巻本には3種の版本が知られる。すなわち、中国国家図書館蔵善本（以下、国図善本）、京都大学法学部図書蔵本（以下、京大本）、中国国家図書館蔵普通古籍本（以下、国図普通本）である。

京大本は元来、富岡家（富岡鉄斎・謙蔵）の蔵書であり、富岡家本の存在は知られていたものの、長く行方が不明となっていた。^④ところが、『富岡文庫善本書影』^⑤に掲載されていた巻末の牌記に磨滅の跡が見られ、それが京大本と一致したことから、両者が結びつくこととなった。

中原 理恵

京大本の存在が明らかになったことにより、国図善本と比較することが可能となり、両者には大きな差異の見られることが判明した。すなわち、国図善本には、判決部分が故意に削られた不完全な話が一話多く収録されていたのである。

従来の研究では、二巻本が扱われることが多かった。^⑥一つには、富岡本の行方が知れなかったこと、一つには『古本小説叢刊』をはじめとした影印本に、四巻本が収録されていなかったことが理由として考えられる。^⑦

本稿ではこれまであまり取り上げられることのなかった四巻本を中心に、版本間の異同を検証し、版本流伝について探究する。

二、諸版本について

『廉明奇判公案』を初刻に近いと思われる順に例挙すると、以下のようになる。^⑧なお、1bは1aを底本にした写本である。また、1～5がいわゆる「廉明公案」、6は「諸司公案」であり、「廉明公案」の続編とされる。

- 1a. 新刊皇明諸司廉明奇判公案四卷建邑建泉堂双峰堂文台堂刊本万曆26年刊後修 中国国家図書館蔵善本
- 1b. 新刊皇明諸司廉明奇判公案四卷独立行政法人国立公文書館蔵内閣文

庫写本

2. 新刊皇明諸司廉明奇判公案四卷 建邑双峰堂刊本 万曆33年刊 京都大学法学部図書蔵本
3. 新刻全像皇明諸司廉明奇判公案四卷 金陵大業堂刊本 中国国家図書館蔵普通古籍本^⑨
4. 皇明諸司廉明奇判公案伝二卷 建邑三台館双峰堂刊本 名古屋蓬左文庫蔵本
5. 皇明諸司廉明奇判公案伝二卷 建邑萃英堂宗文堂刊本 覆刻 独立行政法人国立公文書館蔵内閣文庫本
6. 新刻皇明諸司公案伝六卷 建邑三台館文台刊本 国立国会図書館蔵本

二―1 四卷本の書誌

以下に、筆者が目録調査した諸本の書誌を列挙する。分量や外題等は原則第1冊で取り、現所蔵者の蔵書印は記していない。

- 1a. 中国国家図書館蔵本・善本12290
4冊。

紺色無地表紙(27・0×15・0cm)、四針眼訂、外題なし、金鑲玉装。封面なし。

遊び紙全4葉、遊び紙第1葉に「言言齋善本圖書(筆者注・周越然)」「朱文方印、題簽「廉明公案」□□題簽(□は判読不能、以下同じ)」、題簽に「□□□」白文方印あり。遊び紙第4葉に書き入れ「萬曆戊戌(1598年)至明治己酉(1909年)近三百十二年／羅山(筆者注・林羅山)先生遺書／讀耕齋(筆者注・林讀耕齋)有印」、また「□□無為翁誌」、その下に「□□□」朱文隨形印。

前付「廉明公案叙(以下「序」)」3葉、「新刻皇明諸司廉明奇判公案目

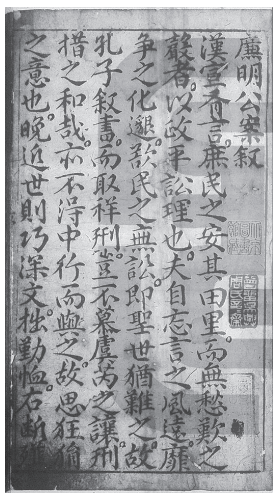
録(以下「目録」)」4葉。序第1葉に「曾留吳興／周氏言言齋」白文方印、「讀耕齋／之家藏」朱文方印あり。序末に「萬曆戊戌季仲夏月之吉／建邑書林三台山人余象斗言」と刻される。

正文上図下文、匡郭20・3×11・7cm(上図7・1、下文13・2)、四周单边有界、10行17字。卷首「新刊皇明諸司廉明奇判公案」。第2、3行に「三台山人仰止余象斗集」、「建邑書林余氏建泉堂刊」。

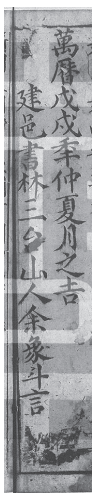
版心黒口「□(筆者注・紋か)乙」(第2葉版心「人命類乙卷二」、魚尾あり)。

第1回第1葉に「曾留吳興／周氏言言齋」、「越然」、「就賢堂／圖書記」、「四明朱／氏敝帚／齋藏」、「仰周／所寶」朱文方印。第3卷末に「亦／自香」朱文異形印あり。

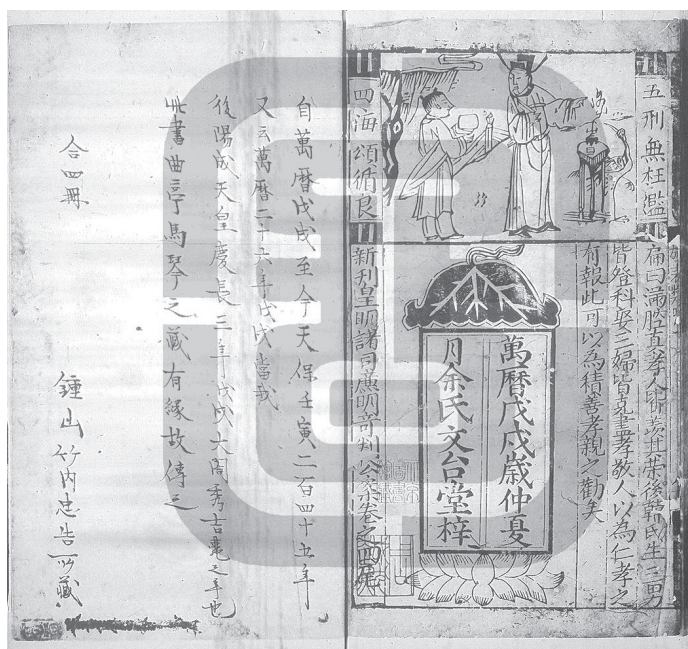
卷4卷末の牌記は「萬曆戊戌歲仲夏／月余氏文台堂梓」と刻される。また、同卷末に「周／越然」朱文方印があり、卷末の遊び紙に、日本人の手になる跋文が見られ、「自萬曆戊戌至今天保壬寅(1842年)二百四十五年／又云萬曆二十六年戊戌當我／後陽成天皇慶長三年戊戌(1598年)大閤秀吉薨之年也／此書曲亭馬琴之藏有緣故傳之／合四冊鍾山竹内忠告所藏」と書かれている。



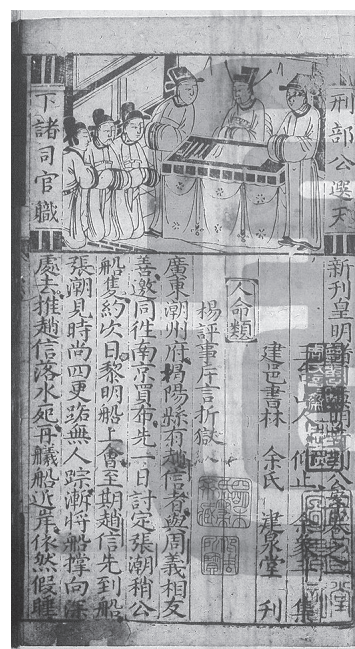
国図善本 序第1葉



序末



巻末遊び紙



国図善本 第1回第1葉

以下、国図善本の伝来について記す。まず、蔵書印が確認できた周越然（1885-1962年）の著した『言言齋古籍叢談』によれば、「査余蔵小説中、有《皇明諸司廉明奇判公案》四卷。……。余書於數年前（筆者注：發表日期1933年）以重價得之滬市，卷首尾舊護葉有倭鬼（題跋者已死，故以鬼稱之）手跋二則（文字欠妥，不錄），又藏印二：一「就賢堂圖書記」，一「讀耕齋之家藏」，均六字朱文」と書かれている。この記述と、遊び紙の書き入れ、跋文の内容から、国図善本は林説耕齋（1624-1661年）の旧蔵で、曲亭馬琴（1767-1848年）、竹内忠告（1847-1881年）に渡り、その後、周越然が1933年前後に上海で購入したことが分かる。馬琴が所蔵していたかどうか真偽は不明、竹内忠告は山梨県の教育者であつたらしい。

なお、2つの蔵書印「四明朱氏敝帚齋藏」と「仰周所寶」は風格が一致し、かつ押印した時期も同じであると思われるが、誰のものなのか明らかではない。おそらく周越然が入手した後に押されたものであると思われる。「就賢堂圖書記」についても不明。

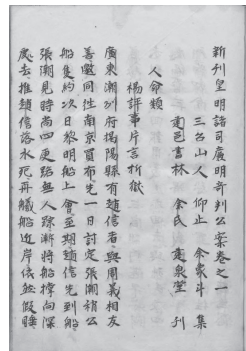
この他、路工『古本小説新見』¹²⁾が言及する『廉明奇判公案』もおそらく国図善本である。

1b. 独立行政法人国立公文書館蔵内閣文庫写本・300-0056（以下、林羅山写本）
2冊。

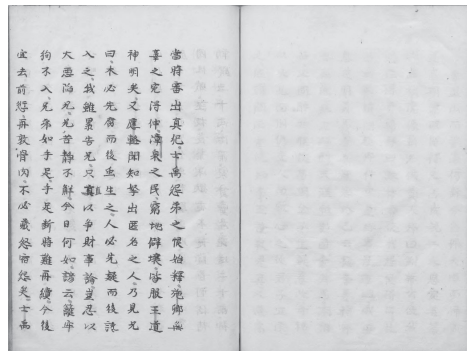
焦茶色無地表紙（28・0×20・3 cm）、ただし第1冊は経年劣化による変色があり、第2冊は茶色、四針眼訂、外題左肩墨筆打付書「廉明公案」。序2葉、目録4葉。

正文字高22・6 cm（料紙28・1 cm）、10行17字。巻首「新刊皇明諸司廉明奇判公案」。第2、3行に「三台山人仰止余象斗集」、「建邑書林余氏

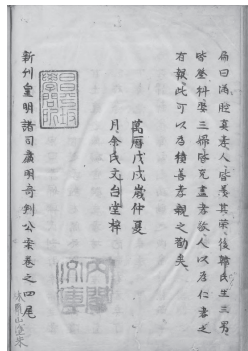
林羅山写本



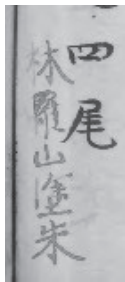
第1回第1葉



残篇故事



牌記

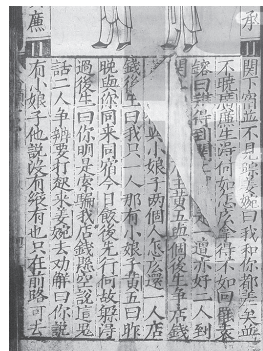


建泉堂刊。

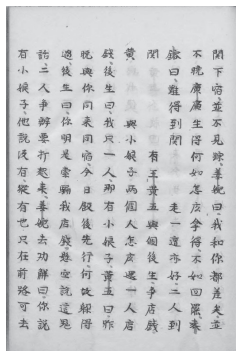
卷4巻末に刊記「萬曆戊戌歲仲夏／月余氏文台堂梓」とあり、次いで「林羅山塗朱」と朱筆で書写されている。複数の手による写本と思われるが、便宜上「林羅山写本」と称す。

林羅山写本は、底本の文字の欠損まで忠実に抄写されており、国図善本の欠損部分と一致することから、国図善本に基づき抄写されているものと考えられる。たとえば、国図善本の巻1第40葉a面に

巻1第40葉a面



国図善本



林羅山写本

は紙の破れがあるが、林羅山写本はその部分の文字を写していない。なお、国図善本は上述したように、林家の旧蔵本であり、刊本と写本の両者を所持していたものと思われる。

2. 京都大学法学部図書蔵本・S310-94-Yo
4冊。

黄土色表紙(25・7×15・1cm)、題簽「奇判公案一」(磨損あり)、五針眼訂、総裏打ち。

封面なし。

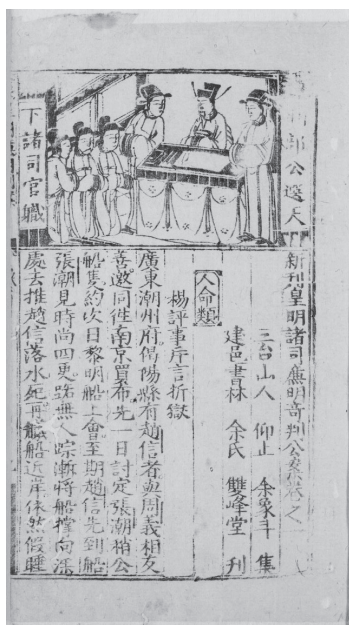
序3葉、目録4葉。

正文上図下文、匡郭20・0×11・8cm(上図7・0、下文12・9)、四周

双辺有界、10行17字。巻首「新刊皇明諸司廉明奇判公案」、第2、3行に「三台山人仰止余象斗集」、「建邑書林余氏雙峰堂刊」。

版心黒口「全像皇明廉明判案□乙」(第2葉版心「全像皇明廉明判案人命類乙卷二」、魚尾あり。

巻4巻末の牌記は「萬曆乙巳年孟冬／月余氏雙峰堂梓」と刻される。巻1第58葉b面を欠く。



京大本 第1回第1葉

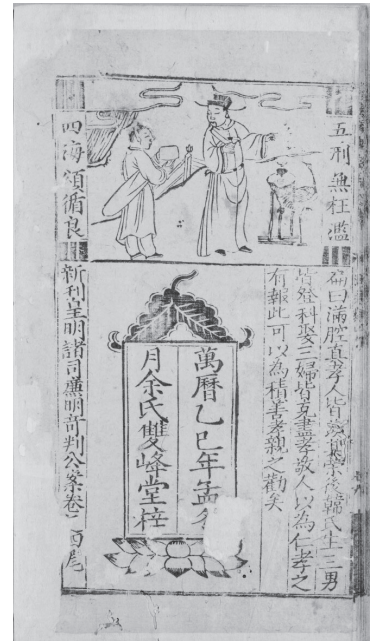
伝来について、1936年6月、『富岡文庫善本書影』（前掲）に「新刊皇明諸司廉明奇判公案 明余象斗集 四卷 一冊 明萬曆三十三年刊」があり、二つの書影が載せられている。すなわち、巻1巻首と巻4巻末である。巻末の牌記には磨損の跡があり、京大本の欠損箇所と一致する。だから、両者は同一である可能性が極めて高く、京大本は、富岡家の旧蔵だったものと考えられる。^⑬

3. 中国国家図書館蔵本・普通古籍12702
存1冊。

『廉明奇判公案』について



富岡文庫善本書影 牌記



牌記

青緑色表紙（25・7×15・7 cm）、外題なし、四針眼訂、総裏打ち。封面3行、右・左に「新刻全像名／家廉明公案」、中央に「映旭齋梓」。前付「廉明公案叙」2葉、「□刻皇明諸司廉明奇判公案目錄」4葉。序末に「三台山人余象斗言」と刻される。

正文匡郭22・1×13・3 cm、四周单边無界、12行28字。巻首「新刻全像皇明諸司廉明奇判公案」。第2、3行に「三台山人仰止余象斗集」、「金陵書坊周氏大業堂梓」。

版心白口「全像皇明公案傳人命類卷一一」。

図全5幅（1b、8a、16b、24a、30b）。



国図普通本 封面



第1回第1葉



図 1b

4. 名古屋市蓬左文庫蔵本・156-17
2冊

香色無地表紙(24・1×13・9cm)、題簽「廉明公案 共二」、その下に「乾」墨筆打付書、四針眼訂。

封面上図下文形式。下層3行、右・左に「全像正廉／明公案傳」、中央に「三台館梓行」。

「新刻諸司廉明奇判公案目録」4葉、「尾陽／内庫」朱文方印。

正文上図下文、匡郭20・0×11・5cm(上図5・1、下文14・9)、四周单边無界、12行22字。卷首「皇明諸司廉明奇判公案傳」、第2、3行に

「三台山人 仰止 余象斗 集」、「建邑書林余氏雙峰堂刊」。

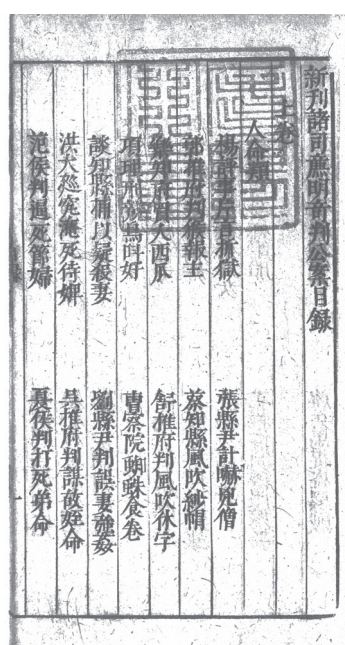
版心白口「全像公案傳 上卷人命類 一」。

下巻第37葉を欠く。

尾張藩徳川家旧蔵、寛永10年(1633)買本。



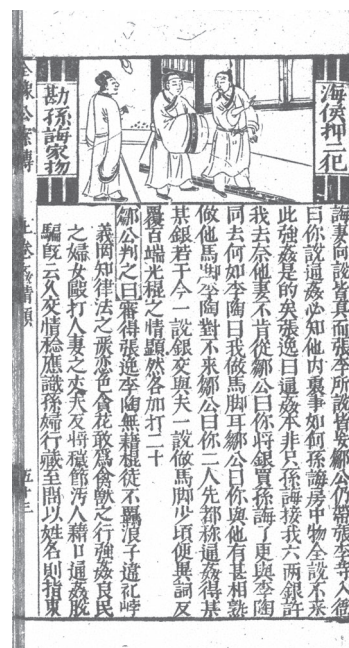
上巻第1葉



目録



蓬左本 封面



「海給事辨詐稱姦」
(上巻第53葉表)

5. 独立行政法人国立公文書館蔵内閣文庫本・3000-00061
4冊。

黄土色無地表紙(22・5×13・5cm)、題簽「廉明公案 上乾 一」、六針眼訂。

「新刻諸司廉明奇判公案目錄」4葉。

正文上図下文、匡郭19・4×11・5cm(上図4・9、下文14・5)、四周单边無界、12行22字。巻首「皇明諸司廉明奇判公案傳」、第2行空行、第3行「建邑書林鄭氏萃英堂刊」(鄭は書き入れ)。

版心白口「全像公案傳 上卷人命類 一」。

上巻第7葉は第5葉の後に錯簡。上巻第9葉を欠く(白紙1葉あり)、下巻第83葉b面を欠く(白紙に補写あり)。

6. 国立国会図書館蔵本・127-118
6冊。

後補の帝国図書館白色無地表紙(23・2×14・1cm)。旧表紙は焦茶色有模様、題簽「皇明諸司公案 一」、四針眼訂、総裏打ち。

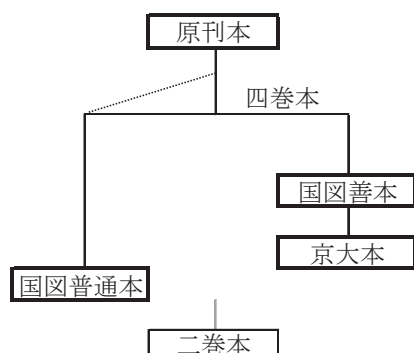
封面上図下文形式。下層3行、右・左に「全像續廉／明公案傳」、中央に「三台館梓行」。「三台館余開明梓行」白文方印。
「全像類編皇明諸司公案目錄」2葉。
正文上図下文、匡郭20・6×11・6cm(上図7・2、下文13・2)、四周双边有界、10行17字。巻首「新刻皇明諸司公案傳」、第2、3行に「山人仰止 余象斗 編述」、「書林文台余氏梓行」。

二―2 版本系統

大塚秀高氏『増補中国通俗小説書目』(前掲)によれば、「原刊本 万暦26年?刊佚」と、佚書の原刊本が想定されている。これに従い、四巻本の各版本を位置付けると、2通りの流れを想定することができる。

一つは縦の関係であり、原刊本↓国図善本↓京大本となる流れ。これは国図善本と京大本が親子の関係となる。もう一つは、横の関係であり、原刊本から分かれて、「国図善本、京大本」及び「国図普通本」の2系統となる流れである。これは、「国図善本、京大本」と「国図普通本」が兄弟の関係となる。

これらの関係を考察する前に、まず削られた一つの話(「残篇故事」と称す)について見ておきたい。



三、「残篇故事」について

上述したように、国図善本には他の版本と異なる特徴があり、判決部分が故意に削られた話が一つ残されている。なぜ一度載ったものが削られたのか。

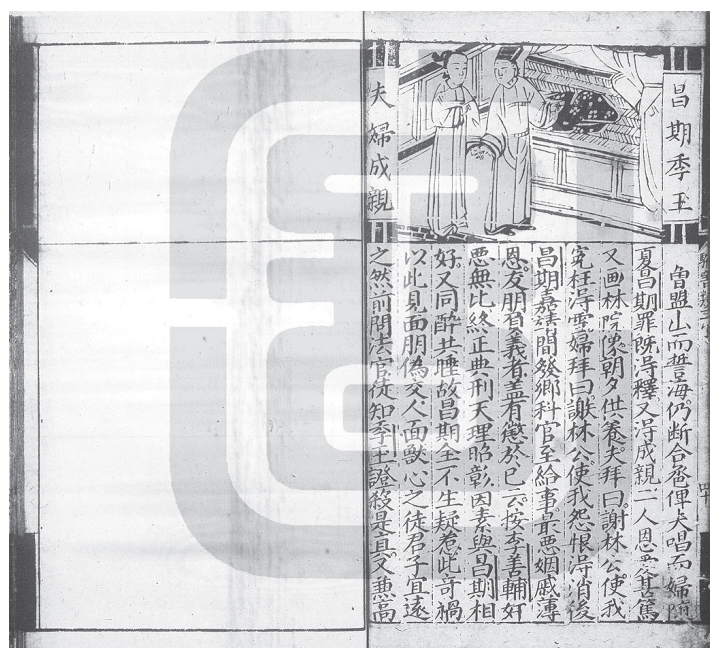
三―1 国図善本の「残篇故事」

国図善本の目録には空白になった箇所があり、それは巻3「騙害類」の第1則「韓按院賺贓獲賊」と第2則「朱代巡判酷吏」の間に当たる。この部分には故意に削り取った痕跡が見られるのである。

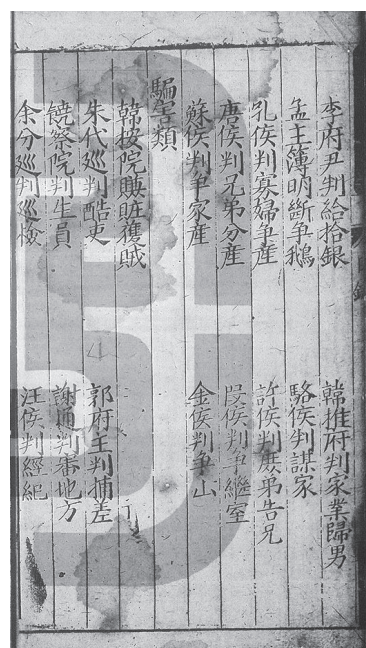
正文部分を確認すると、第1則は話が完結しておらず、全12葉の空白（第41～46葉）の後に、「残篇故事」（第47葉a面第1行～同b面第5行）が挟みこまれて存在し、その後第2則の頭（第47葉b面第6行）が続く。

正文部分の空白の葉（第41～46葉）は、匡郭と版心が墨筆で手書きされており、また空白の葉の料紙はこれ以外の部分と異なる。ただし、元来この空白の葉が収められていたのか、或いは蔵書家が後に空白の葉を挟みこんだのかについては定かでない。

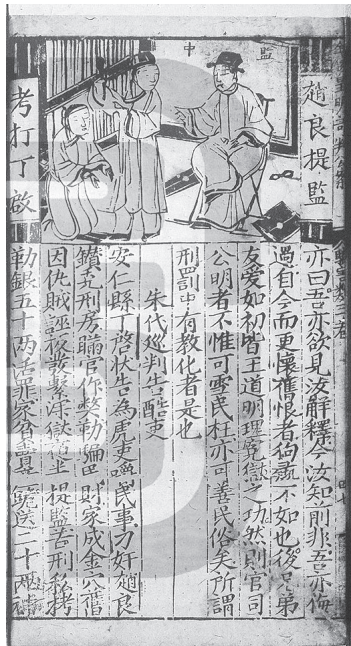
「残篇故事」の第1、2行の判決部分は故意に削除されている。というのは、文字の中央に彫刻刀で削り取った痕跡があり、文字を識別することができないからである。しかし、第3行から最終行までの全13行はそのまま残されており判読することができる。では、「残篇故事」はいかなる内容の話なのか。



第41葉a面（空白） 第40葉b面（第1則）



国図善本 目録「騙害類」



第47葉b面(第2則)



第47葉a面(残篇故事) 第46葉b面(空白)

三―2 「残篇故事」の内容

国図善本の「残篇故事」を以下に紹介する。話の舞台は福建で、兄の士禹と弟の応輅が、金銭をめぐるてもめ事を起こしていたが、法官が冤罪を見抜いて、真犯人を割り出したことで、兄弟の仲は元通り良くなり、この土地の人々も王道に感謝したという内容の話である。

(第47葉a面第3～10行。第1～2行は判読できない)

當時審出真犯。士禹怨弟之恨始釋。施卿無辜之冤得伸。漳泉之民。窮地僻壤皆服王道神明矣。又應輅聞知拏出匿名之人。乃見兄曰。木必先腐。而後蟲生之。人必先疑。而後讒入之。我雖累告兄。只直以爭財事論。豈忍以大惡陷兄。兄若靜不解。今日何如。諺云。籬牢狗不入。兄弟如手足。手足斷時難再續。今後宜去前愆。再敦骨肉。不必藏怒宿怨矣。士禹

(第47葉b面第1～5行)

亦曰。吾亦欲見汝解釋。今汝知前非。吾亦悔過。自今而更懷舊恨者。狗彘不如也。後兄弟友愛如初。皆王道明理冤獄之功。然則官司公明者不惟可雪民枉。亦可善民俗矣。所謂刑罰中有教化者是也。

(そのとき、真犯人を割り出した。士禹は弟を怨む気持ちはもう解消された。施卿は、ぬれぎぬを晴らすことができた。漳州、泉州(現・福建)の人々は、荒れた辺鄙な場所皆、王道と神霊に心服した。

また、応輅が聞くところによれば、匿名の人物を捕らえたという。そして兄に面会して言った。「木は必ずまず腐り、そして後に虫がわく。人は必ずまず疑いを抱き、そして後に讒言をする。私は兄さんをしきりに訴えたけれど、告訴したのは金銭問題であって、どうして望んで兄さんを陥れたりいたしましょうか。兄さんがもし黙っていて理解できないのなら、今の状態はどうでしょうか。諺に言うように、垣根が丈夫ならば犬は入らないと。兄弟は、手や足と同じで、手足は離れてしまうと、再びつなげることは難しい。今後は、もう過去の罪を捨てて、再び兄弟の関係を重んじ、恨みを抱いたままにしないことにしよう」。士禹もまた言った。「今、兄さんは過去の過ちを認識し、私も過ちを悔いています。これからは過去の恨みを抱くことをやめよう。そうでなければ、犬猪以下です」。

この後、兄弟の友愛は初めのころと同じであった。すべて王道が冤罪をはつきりと見抜いた功績である。このように、官府が公正であれば、民のぬれぎぬを晴らすだけでなく、民の風俗までも善くすることができる。所謂、刑罰中にある感化がこれである。）

以上が残篇故事の内容である。特に削らねばならない理由は見当たらないが、問題がないため、そのまま残されているとも考えられる。ちなみに、残篇故事の上図には兄弟の名前がそのまま残されており、図の標題は「應輅與兄」と「士禹解釋」である。

三—3 「残篇故事」の原拠

先行研究^⑭で指摘されているように、『廉明奇判公案』は多くの話を『蕭曹遺筆』から引用しており、分類の立て方も『蕭曹遺筆』を模倣している可能性が高い。『蕭曹遺筆』とは訟師秘本の類で、嘉靖年間から万曆初

め頃に成立したとされ、数多くの版本が存在する^⑮。本稿では万曆23年刊『新鐫蕭曹遺筆』^⑯を使用して話を進める。

『蕭曹遺筆』には、訴訟文書の文例集である「詞稿文鋒」という部分を有し、それぞれの訴訟の内容に応じて15類に分類されている。すなわち、盜賊類、墳山類、人命類、争占類、騙害類、婚姻類、債負類、戸役類、鬪毆類、繼立類、姦情類、脱罪類、執照類、呈狀類、説帖類である。

『廉明奇判公案』四巻本の正文は、16類（105或106則）^⑰から成り、人命類（20則）、姦情類（8）、盜賊類（9）、争占類（16）、騙害類（10或11）、威逼類（4）、拐帶類（3）、墳山類（2）、婚姻類（5）、債負類（5）、戸役類（5）、鬪毆類（3）、繼立類（4）、脱罪類（3）、執照類（5）、旌表類（3）を収める。

二巻本の正文は、16類（103則）から成り、人命類（18則）、姦情類（8）、盜賊類（9）、争占類（16）、騙害類（10）、威逼類（4）、拐帶類（3）、墳山類（2）、婚姻類（5）、債負類（5）、戸役類（5）、鬪毆類（3）、繼立類（4）、脱罪類（3）、執照類（5）、旌表類（3）を収める。二巻本の人命類に存目の2話があることについては後述する。

『蕭曹遺筆』「詞稿文鋒」のうち、盜賊類から脱罪類の文例の多くは、「告・訴・審」という一セットから成る^⑱。国図善本と「詞稿文鋒」の判決部分、及び、正文題を対照させた表を本稿末尾に附す。

『廉明奇判公案』は、「詞稿文鋒」の判決に当たる「審」の部分をも、そのまま取り込んでおり、逆に「詞稿文鋒」にあつて、『廉明奇判公案』に採用されていない文例には、「審」がない^⑲。たとえば、附表の「詞稿文鋒」では、騙害類第10、債負類第6、脱罪類第4が該当する。『廉明奇判公案』が「審」の存在しない文例を嫌ったようにも見えるが、実際は「審」のない話も収められており（争占類の第4〜6則等）、「詞稿文鋒」か

ら選り取る際に「審」の有無を基準にしたのか、あるいは、『廉明奇判公案』の基づいた「詞稿文鋒」が別にあり、その版本では「審」がすでに削除されていた可能性もある。

以下、残篇故事を中心として、縦と横の関係について考察する。

四、縦の関係について

『廉明奇判公案』の版本の流れには、2通りの可能性が考えられることはすでに述べた。本章では、縦の流れ、すなわち国図善本と京大本が親子となる関係について検証する。

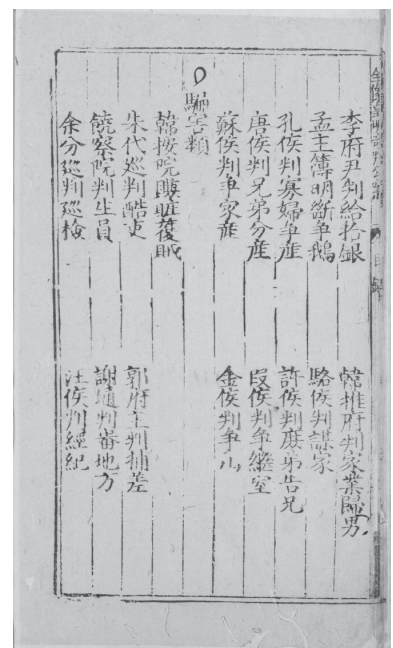
四—1 縦の関係から見る残篇故事

まず、写本・林羅山本は、国図善本を底本として抄写された可能性が高いことは上述したが、したがって、残篇故事も存在し、国図善本で文字の識別できない第1、2行については、林羅山本では何も書かれておらず、第3行以降に文字が抄写されている。

次に、京大本は、目録部分が国図善本と一致する。つまり、京大本の目録も、巻3の第1則「韓按院賺贓獲賊」と第2則「朱代巡判酷吏」の間に標題が見られない。

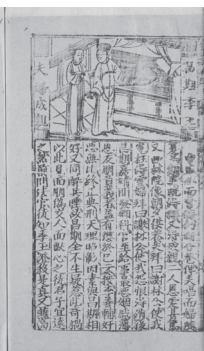
ただし、京大本には残篇故事がないのである。正文部分の葉数は連続しており、空白の葉が存在しない。ここが国図善本との最大の相違である。京大本の巻3「騙害類」の第1則（第34〜40葉）は国図善本と版式が同じではあるが、第2則（第41葉）から巻末の版式は一致しない。京大本は、第41葉a面第8行に第2則の題目「朱代巡判酷吏」が刻されるが、国図善本は、第47葉b面に「朱代巡判酷吏」の題目が刻される。この違いを除いて、京大本と国図善本の版式は全て一致し、内容も同じである。

『廉明奇判公案』について



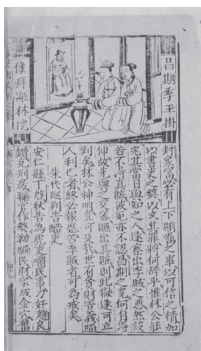
京大本 目録

京大本 第40葉b面



(第1則)

京大本 第41葉a面第8行



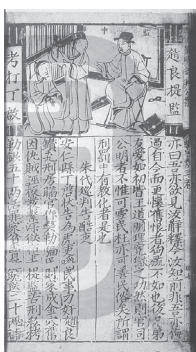
(第2則)

国図善本 第40葉b面



(第1則)

国図善本 第47葉b面



(第2則)



空白

このことから、京大本は整理された後の版本だと考えられ、版本の流れは、国図善本→京大本だと考えられるのである。万暦26年の牌記を有す国図善本の段階では空白の葉があり、残篇故事が判決の一部分だけ存在し、万暦33年刊の京大本では残篇故事を削り、葉数が連続するように修正し、空白の葉がない。

国図善本と京大本の「騙害類」の葉数、正文題、及び目録題をまとめると、下表のようになる。

国図善本	卷	葉碼	編號	国図善本正文題	国図善本日録題
騙害類 (11)	卷3	33b-40b(原 闕41a-46b)	1	韓按院賺賍獲賊	韓按院賺賍獲賊
		47a-47b	2	殘篇故事	原闕(有痕跡)
		47b-48b	3	朱代巡判告酷吏	朱代巡判酷吏
		48b-49a	4	郭府主判告捕差	郭府主判捕差
		49a-49b	5	饒察院判生員	饒察院判生員
		50a-50b	6	謝通判審地方	謝通判審地方
		50b-51a	7	余分巡判告巡檢	余分巡判巡檢
		51a-51b	8	汪侯判經紀	汪侯判經紀
		52a-52b	9	任侯判經紀	任侯判經紀
		52b-53b	10	朱侯判告光棍	朱侯判光棍
		53b-54b	11	袁侯判追本	袁侯判追本

京大本	卷	葉碼	編號	京大本正文題	京大本目録題
騙害類 (10)	卷3	33b-41a	1	韓按院賺賍獲賊	韓按院賺賍獲賊
		—	—	無	無
		41a-42a	2	朱代巡判告酷吏	朱代巡判酷吏
		42a-43a	3	郭府主判告捕差	郭府主判捕差
		43a-43b	4	饒察院判生員	饒察院判生員
		43b-44a	5	謝通判審地方	謝通判審地方
		44a-44b	6	余分巡判告巡檢	余分巡判巡檢
		44b-45b	7	汪侯判經紀	汪侯判經紀
		45b-46a	8	任侯判經紀	任侯判經紀
		46a-47a	9	朱侯判告光棍	朱侯判光棍
		47a-48a	10	袁侯判追本	袁侯判追本

国図善本と京大本は異版である。京大本は版本を全て新たに彫り直しているが、万暦26年から33年のわずか6年で、国図善本の版本が通常であれば使用できるはずの状況にありながら、なぜ再び全て作り直す必要があったのか不可解ではある。

四—2 建陽の余氏

国図善本と京大本の卷1から卷4について、主題の後の第2、3行にある編者・書肆名を整理すると、以下のようになる。

卷4	卷3		卷2		卷1	
	京大本	国図善本	京大本	国図善本	京大本	国図善本
	三台山人仰丘余象斗集／建邑書林余氏雙峰堂梓	三台山人仰止余象斗集／建邑書林余氏雙峰堂梓	三台山人仰止余象斗集／建邑書林余氏雙峰堂梓	三台山人仰止余象斗集／建邑書林余氏雙峰堂梓	三台山人仰止余象斗集／建邑書林余氏建泉堂刊	三台山人仰止余象斗集／建邑書林余氏建泉堂刊

第2行に当たる「三台山人仰止余象斗集」はいずれも一致している。なお、京大本の卷4に見える「仰丘」は「仰止」の誤りであろう。また京大本卷4に刻される「峰」の字体も他の巻の「峰」と異なり、簡略化されている。

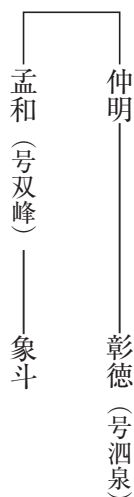
余象斗は、明代建陽の出版者であり、字仰止、号三台山人。書籍を刊行する際は様々な別名を使用する。たとえば、「雙峰堂」や「三台館」などがあり、「余文台」もまた余象斗の別名である。「雙峰堂」は余象斗が承襲した父・余孟和(号双峰)の書坊である。

第3行に当たる書肆名には相違が見られることから、序文と牌記の情報を加え整理すると、下表のようになる。国図善本と京大本は、序文と

巻3を除いて書肆名が一致しない。

	序文	巻1	巻2	巻3	巻4	牌記
国図善本	三台山人余 象斗言	建泉堂刊	建泉堂梓	雙峰堂梓	建泉梓	余氏文台堂梓
京大本	三台山人余 象斗言	雙峰堂刊	雙峯堂梓	雙峰堂梓	雙峰堂梓	余氏雙峰堂梓

余象斗及び余氏の家譜については、『書林余氏重修宗譜』²¹に詳しいが、上原究一氏「萃慶堂の歴代主人について」などにおいて、宗譜の誤りが詳細に考証校訂されており、本稿では上原氏の論証に基づいて説明する。京大本は巻1から牌記まで、書肆は全て「雙峰堂」であるが、国図善本に刻された書肆には、「建泉堂」、「建泉」、「雙峰堂」、「文台堂」が見られる。「建泉堂」はおそらく余彰徳（号泗泉）の親族と関係がある。というのは、余彰徳の家族の号には「泉」の字がまま見られるからである。なお、「文台堂」について、「文台」は余象斗の別名であるけれども、筆者は「文台堂」という書肆名について詳細を知らない。本稿に関係する余氏の家譜を整理すると以下のようになる。



国図善本に確認できる複数の書肆名は、可能性の一つとして余氏の親族の共同出版が考えられる。たとえば、筆者が調査した例を挙げると、余彰徳と余象斗が共同出版した『古今韻会舉要小補』²²があり、この封面には「書林余「泗泉／文台」刻行」と刻され、巻末に「書林余彰徳／余象斗同刻」とある。

この例に見られるように、余彰徳と余象斗が共同出版する可能性はあ

『廉明奇判公案』について

り得るが、国図善本の場合は共同出版だとは考えにくいのではない。まず、序文に余象斗の名が記されていることから、余象斗が編纂したものと考えるのが自然であり、余象斗個人でも刊行が可能だったはずで、わざわざ共同出版する必要はないと考えられること。また、序文は余象斗の名でありながら、なぜ巻首は「建泉堂」と刻され、余象斗の「雙峰堂」ではないのか理由が不明であること。巻4の書肆名も「建泉」の2字だけがあつて正式な「建泉堂」ではなく、牌記は余象斗の別名「文台」が使われているものの、「文台堂」という書肆名は他に例がなく、全体として杜撰な印象を受ける。違法出版であつた可能性も考えられる。

一方、京大本は、余象斗が万暦33年までに版木を全て作り直し、不備を改めて刊行したものであろう。

五、横の関係

本章では、原刊本↓〔国図善本、京大本〕と〔国図普通本〕の横の流れを考察する。これは〔国図善本、京大本〕と〔国図普通本〕が兄弟の関係となる。

五―1 横の関係から見る残篇故事

国図善本の目録には、残篇故事の標題が削り取られた痕跡があることは上述した通りである。したがって、話の内容は一部知り得たが、タイトルは不明であつた。ところが、国図普通本の目録には標題が残されているのである。

そのタイトルは「王巡道判出匿名」で、巻3「騙害類」の第1則「韓按院賺賍獲賊」と第3則「朱代巡判酷吏」の間に当たる。ただし、国図普通本は現存が1冊で、巻1第15則以降の正文がないため、残念ながら

卷3の正文を確認することができない。

王巡道判出匿名	
丁侯判預益	泰巡捕明辨獲難
○三卷	孫同知斷藍子金
衛縣丞打獲實辦爭	孫縣令判土地盆
金州同判斷爭李	韓推府判家業歸男
武署印判賭柴刀	駱侯判謀家
李府尹判給拾銀	許侯判庶弟告兄
孟王簿明斷爭袴	民侯判爭繼室
孔侯判寡婦爭產	金侯判爭山
唐侯判兄弟分產	
蘇侯判爭家產	
騙害類	
韓按院賺莊獲賊	王巡道判出匿名
朱代巡判酷吏	郭府王判告捕差
饒察院判生員	謝通判審地方
余分巡判巡檢	汪侯判經紀
任侯判經紀	朱侯判光棍
袁侯判退本	
○四卷	
威逼類	
雷守道辦僧燒人	姚代巡辦掃地賴竊
康總兵救出威逼	邵參政夢鐘基里龍
拐帶類	戴典史夢和尚欺僧
余經歷辦僧藏婦人	

国図普通本 目録

国図善本と国図普通本の目録部分を図式化すると下表のようになる。

目録	類別
卷3	騙害類
1…韓按院賺莊獲賊 (削り取った痕跡)	国図善本
2…朱代巡判酷吏	国図普通本

国図普通本の目録に見られるタイトルは、「王巡道判出匿名」であり、王巡道が匿名に判決を下したというのが標題の意味となる。本稿第三章で確認したように、国図善本の残篇故事の内容も、匿名の人物を割り出し、冤罪を晴らす内容の話であり、残篇故事の標題もおそらくは、「王巡道判出匿名」或いはこれに類するものだったと推定される。

五―2 目録標題の差異

国図善本・京大本の目録の卷1「人命類」第17則標題は「丁府主判累死人死」、第18則は「鄧代巡批人命翻招」、この後に、卷2の第1則（人命類19則目）「黃縣主義鴉訴冤」、第2則（人命類20則目）「蘇按院詞判奸僧」が続き、この20則目で「人命類」が終わる。

一方、国図普通本は全19則しかなく、卷1の最終標題（17則目）は「丁侯判累死人命」、その後、卷2の第1則（人命類18則目）「黃縣主辨義鴉訴冤」、第2則（人命類19則目）「蘇按院詞判奸僧」が続き、ここで「人命類」が終了する。

まとめると、以下の表のようになる。

目録標題	類別
卷1	人命類
17…丁府主判累死人死	国図善本・京大本
18…鄧代巡批人命翻招	国図普通本
卷2	姦情類
19…黃縣主義鴉訴冤	国図善本・京大本
20…蘇按院詞判奸僧	国図普通本

「人命類」の類は巻1と巻2を跨いで続いている。第三章で確認したように、『廉明奇判公案』の「人命類」第12則から18則は、『蕭曹遺筆』の「人命類」から採用されていた。ということは、第19則と20則は、巻一が尾題までいったん彫り終わった後に、加えられた可能性が考えられる。

国図普通本の目録には、「鄧代巡批人命翻招」（国図善本・京大本の人命類18則目）がないが、国図普通本の正文が現存しないため、存目なのか、或いは、後に削除されたのか不明である。判決の内容は、三代の冤罪を晴らした話で、載せていても特に問題があるとは思われない。

国図善本と京大本はいずれも建陽の余氏の親族が刊刻したものである一方、国図普通本は金陵の大業堂の版本を使って映旭齋が刊刻したものである。国図善本・京大本と国図普通本は、場所も親族も異なる書肆が刊刻しており、版式も異なるが、両者は原刊本を承襲していると思われる痕跡がある。

国図善本・京大本と国図普通本が収録する話の種類はほぼ同一であり、また類の排列の仕方も同じである。ところが、いずれも、巻1「人命類」の目録第12、13則は「呉推府判謀故姪命」、「范侯判逼死節婦」であるが、正文第12、13則は「范侯判逼死節婦」、「呉推官判謀故姪命」の順で話が並ぶ。つまり目録と正文の順序が相反しているのである。

このことから、両者はおそらく同一系統の刊本に基づいて刊刻されたと推測できる。偶然に同一箇所が目録と正文の順序を誤るとは考えにくい。底本の段階ですでに相反していたと考えるのが自然であろう。

国図善本と国図普通本の正文題、並びに、目録題を整理すると以下のようになる。

巻	類別	善本目録題	善本文題	普通本目録題	普通本文題
巻1	人命類	12…呉推府判謀故姪命 13…范侯判逼死節婦	12…范侯判逼死節婦 13…呉推官判謀故姪命	12…呉推府判謀故姪命 13…范侯判逼死節婦	12…范侯判逼死節婦 13…呉推官判謀故姪命

六、四卷本と二卷本との関係

『廉明奇判公案』は、まず四卷本が成立し、ついで二卷本が作られたとされる。従来は主に二卷本を使用して研究が進められてきたことから、本章では両者を比較する。

六―1 四卷本と二卷本との差異

四卷本と二卷本の間で、大きく異なるのは、「人命類」の存目2話、及び、「人命類」の話の順序である。詳細は下表に示した。表中の蓬左文庫蔵本（蓬左本と称す）の正文部分に示した「善12」等の表記は、国図善本の第12則に当たることを示している。

まず、存目の2話とは、「范侯判逼死節婦」と「鄧代巡翻人命招」である。ともに第五章で考察したように「范侯判逼死節婦」については、目録と正文の順序が相反し、「鄧代巡翻人命招」については、国図普通本の目録に存在しなかった。四卷本に収録する時点で、何らかの不都合があった話であったのか、あるいは二卷本の正文でそれを採録しなかったものの、目録は修正するのを忘れてしまったということだろうか。

つぎに、話の組み換えであるが、「人命類」の四卷本は第12、20則、二

卷本は第12、18則で順序に差異が生じている。すでに確認したように、四卷本の第12、18則は、『蕭曹遺筆』『詞稿文鋒』の第1、7則と話も順序も一致していた。四卷本が「詞稿文鋒」をそのまま取り込んだことは明確であるが、なぜ二卷本では話を組み換える必要があったのだろうか。

國圖善本	卷	編號	國圖善本文題	國圖善本目錄題	蓬左本	卷	編號	蓬左本文題	蓬左本目錄題
人命類 (20)	卷1	1	楊評事片言折獄	楊評事片言折獄	人命類 (18)	上卷	1	楊評事片言折獄	楊評事片言折獄
		2	張縣尹計嚇兇僧	張縣尹計嚇兇僧			2	張縣尹計嚇兇僧	張縣尹計嚇兇僧
		3	郭推官判猴報主	郭推官判猴報主			3	郭推官判猴報主	郭推府判猴報主
		4	蔡知縣風吹紗帽	蔡知縣風吹紗帽			4	蔡知縣風吹紗帽	蔡知縣風吹紗帽
		5	樂知府買大西瓜	樂知府買大西瓜			5	樂知府買大西瓜	樂知府買大西瓜
		6	舒推府判風吹休字	舒推府判風吹休字			6	舒推府判風吹休字	舒推府判風吹休字
		7	項理刑辨鳥叫好	項理刑辨鳥叫好			7	項理刑辨鳥叫好	項理刑辨鳥叫好
		8	曹察院蜘蛛食卷	曹察院蜘蛛食卷			8	曹察院蜘蛛食卷	曹察院蜘蛛食卷
		9	譚知縣捕以疑殺妻	談知縣捕以疑殺妻			9	譚知縣捕以疑殺妻	談知縣捕以疑殺妻
		10	劉縣尹判誤妻強姦	劉縣尹判誤妻強姦			10	劉縣尹判誤妻強姦	劉縣尹判誤妻強姦
		11	洪大巡究淹死侍婢	洪大巡究淹死侍婢			11	洪大巡究淹死侍婢	洪大巡究淹死侍婢
		12	范侯判逼死節婦	吳推府判謀故姪命			12	(原闕)(善12)	吳推府判謀故姪命
		13	吳推官判謀故姪命	范侯判逼死節婦			13	吳推官判謀故姪命(善13)	范侯判逼死節婦
		14	夏侯判打死弟命	夏侯判打死弟命			14	夏侯判打死弟命(善14)	夏侯判打死弟命
		15	馮侯判打死妻命	馮侯判打死妻命			15	馮侯判打死妻命(善15)	馮侯判打死妻命
		16	孫侯判代妹伸冤	孫侯判為妹伸冤			16	孫侯判代妹伸冤(善16)	孫侯判為妹伸冤
		17	丁府主判累死人命	丁府主判累死人死			17	(原闕)(善18)	丁府主判累死人死
		18	鄧代巡翻人命招	鄧代巡批人命翻招			18	黃縣主義鴉訴冤(善19)	鄧代巡批人命翻招
	卷2	19	黃縣主義鴉訴冤	黃縣主義鴉訴冤			19	蘇院詞判奸僧(善20)	黃縣主義鴉訴冤
		20	蘇院詞判奸僧 汪華源記	蘇按院詞判奸僧			20	丁府主判累死人命(善17)	蘇按院詞判奸僧

六―2 四卷本と二卷本の成立過程

『廉明奇判公案』の四卷本が出来上がるまでの過程には2通りの可能性が考えられる。一つは、「詞稿文鋒」並びに、他にも拠り所とした裁判関連本が一種以上あること。もう一つは、「詞稿文鋒」を増補した『廉明奇判公案』の状態に近い本文を有する書籍が存在し、それを原拠としたことが考えられる。

二卷本は、単純に四卷本に基づいたわけではなさそうであることは、上記で確認した。他にも、「姦情類」の第3則「海給事辨詐稱姦」の判決文が、四卷本では「乃判之曰」、二卷本では「鄒公判之曰」とある。大塚氏論文によれば、「海給事」と題しながら主人公を鄒元標（天啓四年没）としている²³ことが指摘され、「これは万暦三十四年の万巻楼による『海公案』の刊行以降の現象であろう」と述べられている。なお、国図普通本の目録題は「鄒給事辨詐稱姦」となっている。四卷本から二卷本が編集される際、何らかの選択基準によって修正されたと思われるが、理由については現時点では不明である。

七、結語

『廉明奇判公案』について考察してきたが、まず、国図善本と京大本の縦の関係について、国図善本には残篇故事が存在し、空白の葉が挟まれ、葉数が乱れていたものの、京大本には残篇故事、空白の葉がなく、葉数も連続していた。このことから、京大本は残篇故事を除いて修正した版本であると推測され、京大本は国図善本よりも後に刊行された可能性が高い。かつ、京大本は全てを新たに彫り直しており、国図善本と京大本は異版であった。しかし、国図善本の版本にも一部磨滅が見られるもの

の、使用できない状況であったとは考えにくく、版本が使えるにも関わらず、万暦26年から33年という短期間に、なぜ新たに作り直す必要があったかは不可解である。

横の関係について、国図善本・京大本と国図普通本は収録する話がほぼ一致しているが、版式は全く異なっていた。国図普通本は金陵の大業堂の版本を用いて映旭齋が刊行しており、建陽と金陵では地域も異なるため当然とも言える。ただし、両者は同一系統の刊本に基づき刊刻したことがうかがわれた。

また、国図普通本には、残篇故事の標題と思われるタイトルが残されていた。すなわち、「王巡道判出匿名」であった。国図普通本には、この標題に相当する正文が収録されていたはずだが、現存1冊であり確認することができない。国図善本の目録では標題が故意に削り取られた痕跡が見られ、京大本の目録からも不自然になくなっていったことは述べた。国図善本に収められた残篇故事の内容は、国図普通本の目録の標題にあるタイトルと矛盾せず、国図善本の標題は「王巡道判出匿名」に類するものだったと推定される。

残篇故事が故意に削られたことについては、一度載った話が削除される理由を考察せねばならないが、現時点では解決できていない。公案小説が事実の記録なのか、創作なのかという問題には本稿では立ち入らなかったが、刊行された後に、本人または子孫から削除を求められた可能性、ただし、今回は図題や残篇故事に兄弟の名前がそのまま残されていたことから、地方官から削除するよう要請があった可能性も考えられる。地方志を当たって地方官を探すなどの作業は、今後の課題である。

かつ、従来指摘されていたように、『廉明奇判公案』の多くの話は、『蕭曹遺筆』『詞稿文鋒』から採録されていたが、四巻本でより明確にそれが分かり、二巻本では順序の組み換え、また、話が削除されるなど、改変

が加えられていることが確認できた。

今回、京大本を調査できたことにより、『廉明奇判公案』四巻本の版本を、縦と横の両方面から捉えることにつながった。遺憾なのは、国図普通本が現存一冊で、肝心な部分が確認できない点であるが、今後、新たな版本が出てくることを期待したい。従来研究が行われていた二巻本に加え、四巻本を使用することによって、もう一步研究を進めることができるかと確信している。

注

- ① 魯迅『中国小説史略』（北新書局1936年、344頁）。
- ② 孫楷第『日本東京所見中国小説書目』（上雑出版社1953年、187頁）。
- ③ 林桂如『余象斗の小説と日用類書』（東京大学博士論文2010年、41頁）、同氏『書業與獄訟——從晚明出版文化論余象斗公案小説的編纂過程與創作意圖』（『中國文哲研究集刊』第39期、2011年、315頁）。12種の公案小説は、略称で示すと、『百家公案』、『廉明公案』、『諸司公案』、『新民公案』、『海公案』、『詳刑公案』、『律条公案』、『法林灼見』、『明鏡公案』、『詳情公案』、『神明公案』、『龍圖公案』である。
- ④ 京都大学人文科学研究所・梶浦晋氏より、当該本の存在についてご教示いただき知り得た。
- ⑤ 大阪府立図書館編『富岡文庫善本書影』（小林写真製版出版部1936年）。
- ⑥ 本稿で挙げた先行研究の他、莊司格一『中国の公案小説』（研文出版1988年）等がある。
- ⑦ 現在、四巻本は国図普通本を除き、各所蔵機関のホームページで画像が公開されている。
- ⑧ 大塚秀高「公案話本から公案小説集へ——丙部小説之末流」の話本研究に占める位置」（『集刊東洋学』第47号、1982年、68-70頁）、同氏『増補中国通俗小説書目』（汲古書院1987年、54頁）。

- ⑨ 上原究一「明末の商業出版における異姓書坊間の広域的連携の存在について」(『東方学』第131輯、2016年、64頁)。
- ⑩ 周越然『言言齋古籍叢談』(遼寧教育出版社2001年、16-18頁)。
- ⑪ 周越然『書書書』(漢学圖書供応社1966年、46頁)に「余書有『就賢堂圖書記』及『讀耕齋之家藏』兩印記、似是東人所為。」とある。
- ⑫ 路工『古本小説新見』(發表1962年、『訪書見聞録』(上海古籍出版社1985年、156頁)に、『新刊皇明諸司廉明奇判公案』四卷、正文標題下題…三台山人仰止余象斗集、建邑書林余氏建泉堂刊。……とある。
- ⑬ 1939年(昭和14年)3月、富岡文庫第2回オークションで、反町茂雄が458円で富岡家旧蔵本を落札している。その後、1942年(昭和17年)7月25日に、京都大学法学部が臨川書店から700円で購入していることが台帳から確認できる。臨川書店に尋ねたところ詳細については不明とのことであり、1939年から42年の間の3年間、当該本がどこにあったか不明である。
- なお、反町は富岡文庫の売り立てについて述べた文章で、『廉明奇判公案』は、井原西鶴作の『本朝桜陰比事』などのお手本になった明末の裁判小説で、この類は現在の中国に遺存するものが極めて少なく、これも逸書で他にない物だとかいう事を聞きかじりまして、中山さん(筆者注:天理教第二代真柱)にお勧めしました。現に天理図書館に蔵せられてあります(反町茂雄『二古書肆の思い出』2、平凡社1986年、279頁)と記している。しかし、天理大学附属天理図書館はこの本を所蔵しておらず、おそらく反町が誤って記したものと思われる。
- ⑭ 阿部泰記「明代公案小説の編纂」(『日本中国学会報』第39集、1987年、179頁)、同氏『包公伝説の形成と展開』(汲古書院2004年、246頁)、林氏前掲博士論文(46頁)、同氏前掲雑誌論文(10頁)。
- ⑮ 夫馬進「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」(『史林』第77巻、1994年)に詳しい。
- ⑯ 中国国家図書館蔵万暦23年白雪精舎刊本。請求記号18760、デジタル画像で確認。
- ⑰ 国図普通本は存1冊であり、正文の類数と則数については不明であるた

め含めない。

- ⑱ 夫馬氏前掲論文(13頁)。「告」は原告の訴状、「訴」は被告の答弁書、「審」は地方官の判決に当たるといふ。
- ⑲ 林氏前掲博士論文(47頁)、同氏雑誌論文(10頁)には、分類の題目の相違が表にまとめられている。
- ⑳ 下記アドレス内のデジタル資料で確認。<https://www.familysearch.org/search/catalog/1093160?availability=Family%20History%20Library>
- ㉑ 上原究一「萃慶堂の歴代主人について」(『中国古典小説研究』第19号、2016年)。
- ㉒ 京都大学人文科学研究所蔵万暦34年序刊本。
- ㉓ 大塚氏前掲論文「公案話本から公案小説集へ」(70頁)。

〔附表〕国図善本と『蕭曹遺筆』『詞稿文鋒』の判決部分、及び、正文題を対照させた表。国図善本を基準に「詞稿文鋒」を並列する。「詞稿文鋒」の類別の前につく丸数字は、「詞稿文鋒」の配列順の数を表す。

國圖善本	卷	編號	善本「審」	善本正文題
人命類 (20)	卷1	1	朱知縣判云/陳院判曰/	楊評事片言折獄
		2	張知縣申詳語/韓學道批曰	張縣尹計嚇兇僧
		3	郭公郎判曰	郭推官判猴報主
		4	申按院曰	蔡知縣風吹紗帽
		5	判之曰	樂知府買大西瓜
		6	舒公判之曰	舒推府判風吹休字
		7	判之曰	項理刑辨鳥叫好
		8	曹院判曰	曹察院蜘蛛食卷
		9	譚公判曰	譚知縣捕以疑殺妻
		10	劉尹判曰	劉縣尹判誤妻強姦
		11	洪院判曰	洪大巡究淹死侍婢
		12	范侯批云	范侯判逼死節婦
		13	吳推官審云	吳推官判謀故姪命
		14	夏侯審云	夏侯判打死弟命
		15	馮侯審云	馮侯判打死妻命
		16	孫侯審云	孫侯判代妹伸冤
		17	丁府主審	丁府主判累死人命
		18	鄧代巡批	鄧代巡翻人命招
	卷2	19	知縣判云	黃縣主義鴉訴冤
		20	蘇院判以踏沙行詞曰	蘇院詞判奸僧 汪華源記
姦情類 (8)		1	汪令乃具申察院曰/巡按劉批曰	汪縣令燒毀淫寺
		2	(無)	陳按院賣布賺賍
		3	乃判之曰	海給事辨詐稱姦
		4	吳公判曰	吳縣尊辨因姦竊銀 吳君王記
		5	即判之曰	嚴縣令誅誤翁姦女
		6	許侯審云	許侯判強姦
		7	魏侯審云	魏侯審強姦墮胎
		8	孔推府審云	孔推府判匿服嫁娶
盜賊類 (9)		1	(無)	董巡城捉盜御寶
		2	詩曰	蔣兵馬捉盜驃賊
		3	(無)	汪太府剪錄賊
		4	金府尊批	金府尊批告強盜
		5	鄧侯審云	鄧侯審強盜
		6	齊侯審云	齊侯判竊盜
		7	王侯審云	王侯判打搶
		8	尤理刑審云	尤理刑判竊盜
		9	丁侯審云	丁侯判強盜
爭占類 (16)	卷3	1	為之歌曰	衛縣丞打樞辨爭
		2	秦巡捕判曰	秦巡捕明辨攘雞
		3	金公判曰	金州同割斷爭傘
		4	(無)	滕同府斷庶子金
		5	(無)	武署印判瞞柴刀
		6	(無)	孫縣尹判土地盆
		7	云	李府尹判給拾銀
		8	推官審云	韓推府判家業歸男
		9	云	孟主簿明斷爭鵝
		10	駱侯審云	駱侯判告謀家
		11	孔侯審云	孔侯審寡婦告爭產
		12	許侯審云	許侯判庶弟告兄
		13	唐侯審云	唐侯判兄告弟分產
		14	段侯審云	段侯審繼產
		15	蘇侯審云	蘇侯判爭家產
		16	金侯審云	金侯判爭山
騙害類 (11)		1	林院審云	韓按院賺贓獲賊
		2	(不完整)	原闕
		3	朱代巡批	朱代巡判告酷吏
		4	郭府審云	郭府主判告捕差
		5	饒院批云	饒察院判生員
		6	謝通判審云	謝通判審地方
		7	余分巡批云	余分巡判告巡檢
		8	汪侯審云	汪侯判經紀
		9	任侯審云	任侯判經紀
		10	朱侯審云	朱侯判告光棍
		11	袁侯審云	袁侯判追本

蕭曹遺筆 (詞稿文錄)	卷	編號	蕭曹「審」	蕭曹遺筆正文題
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
③人命類 (7)	卷1	1	范侯批云	告逼死節婦 南城縣事
		2	吳推府審云	告謀故姪命 銅陵縣事
		3	夏侯審云	告打死弟命 萬年縣事
		4	馮侯審云	告打死妻命 崇仁縣事
		5	孫侯審云	告為妹伸冤 繁昌縣事
		6	丁府主審	告累死 德化縣事
		7	鄧代巡批	人命翻招 祁門縣事
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
④姦情類 (3)	卷2	1	許侯審云	告強姦 吳江縣事
		2	魏侯審云	告強姦墮胎
		3	孔推府審	告匿服嫁娶
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
①盜賊類 (6)	卷1	1	金府尊批	告強盜 貴溪縣事
		2	鄧侯審云	告強盜 南陵縣事
		3	齊侯審云	告竊盜 舒城縣事
		4	王侯審云	告打搶 彭澤縣事
		5	尤理刑審	告竊盜 太平府事
		6	丁侯審云	告強盜 涇縣事
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
④爭占類 (7)	卷1	1	駱侯審云	告謀家 石口縣事
		2	孔侯審云	寡婦告爭產 口真縣事
		3	許侯審云	庶弟告兄 桐城縣事
		4	唐侯審云	兄告弟分產 六合縣事
		5	段侯審云	爭繼產 望江縣事
		6	蘇侯審云	爭家產 巢縣事
		7	金侯審云	爭山德 興縣事
—		—	—	—
—		—	—	—
⑤騙害類 (10)	卷1	1	朱代巡批	告酷吏 安仁縣事
		2	郭府主審	告捕差 安慶府事
		3	饒察院批	告生員 京縣事
		4	謝通判審	告地方
		5	余分巡批	告巡檢 武昌府事
		6	汪侯審云	告經紀 口城縣事
		7	任侯審云	告經紀 九江府事
		8	朱侯批云	告光棍 繁昌縣事
		9	袁侯審云	告追本 樂平縣事
		10	(無)	告書手酒糧
		—	—	—

威逼類 (4)	卷4	1	告示諭衆曰	雷守道辨僧燒人
		2	姚院判曰	姚大巡判掃地賴奸 熊平江記
		3	(無)	康總兵救出威逼
		4	邵參政審曰	邵參政夢鍾蓋黑龍
拐帶類 (3)		1	余爺判曰	余經歷辨僧藏婦人
		2	具招申上司曰	戴典史夢和尚皺眉
		3	故判之曰	黃通府夢西瓜開花
墳山類 (2)		1	蘇侯審云	蘇侯判毀塚
		2	林侯審云	林侯判謀山
婚姻類 (5)		1	馬侯審云	馬侯判爭娶
		2	江侯審云	江侯判退親
		3	唐府主審云	唐太府判重嫁
		4	祝侯審云	祝侯判親屬為婚
		5	喻侯審云	喻侯判主占妻
債負類 (5)		1	班侯審云	班侯判磊債
		2	孟侯審云	孟侯判放債吞業
		3	左侯審云	左侯判債主霸屋
		4	宋侯批云	宋侯判取財本
		5	葉侯審云	葉侯判取軍庄

戸役類 (5)		1	鄭侯審云	鄭侯判爭甲首
		2	杜侯審云	杜侯判甲下
		3	高侯批云	高侯判脫里役
		4	熊侯審云	熊侯判扳扯錢糧
		5	桂侯審云	桂侯判兜收
鬪毆類 (3)		1	晏侯審云	晏侯判姪毆叔
		2	駱侯審云	駱侯判毆傷
		3	朱侯審云	朱侯判墮胎
繼立類 (4)		1	艾侯審云	艾侯判承繼
		2	林侯審云	林侯判繼子
		3	龔侯審云	龔侯判義子生心
		4	蔣府主批云	蔣府主判庶弟告嫡兄
脫罪類 (3)		1	按察司批云	按察司批保縣官
		2	孫代巡批云	孫代巡判妻保夫
		3	鄧察院批云	鄧察院批母脫子軍

執照類 (5)		1	余侯批云	余侯批娼妓從良照
		2	江侯審云	江侯判寡婦改嫁照
		3	閔侯批云	閔侯批杜後絕打照
		4	湯侯即批云	湯縣主告給引照身
		5	詹侯批云	詹侯批和息狀
旌表類 (3)		1	曹院判曰	魯巡按表揚貞孝
		2	申上司曰	謝知州旌獎孝子
		3	顧知府通詳曰/ 李大巡批申曰	顧知府旌表孝婦

—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—
②墳山類 (2)	卷1	1	蘇侯審云	告毀塚 浮梁縣事
		2	林侯審云	告謀山 黔縣事
⑥婚姻類 (5)	卷2	1	馬侯審云	告爭娶 浮梁縣事
		2	江侯審云	告退親 建德縣事
		3	唐府主審	告重嫁 德安縣事
		4	祝侯審云	首親屬為婚 石埭縣事
		5	喻侯審云	告主占妻 六合縣事
⑦債負類 (6)	卷2	1	班侯審云	告磊債 玉山縣事
		2	孟侯審云	告放債吞業 南陵縣事
		3	左侯審云	告債主霸屋 祁門縣事
		4	宋侯批云	告取財本 貴池縣事
		5	葉侯審云	告取軍庄 東昌縣事
		6	(無)	告取租銀
⑧戸役類 (5)	卷2	1	鄭侯審云	告爭甲首 安仁縣事
		2	杜侯審云	告甲下 都昌縣事
		3	高侯批云	告脫里役 建德縣事
		4	熊侯審云	扳扯錢糧
		5	桂侯審云	告兜收
⑨鬪毆類 (3)	卷2	1	晏侯審云	告姪毆叔 德安縣事
		2	駱侯審云	告毆傷 口門縣事
		3	朱侯審云	告墮胎 青陽縣事
⑩繼立類 (4)	卷2	1	艾侯審云	告承繼 合肥縣事
		2	林侯審云	告繼子 萬年縣事
		3	龔侯審云	告義子生心 南陵縣事
		4	蔣府主批	庶弟告嫡兄 京縣事
⑪脫罪類 (4)	卷2	1	按察司批	保縣官 臨漳縣
		2	孫代巡批	妻保夫 安仁縣
		3	鄧察院批	母脫子軍 樂平縣事
		4	(無)	復農民
⑫執照類 (5)	卷2	1	余侯批云	娼妓從良照 安仁縣事
		2	江侯審云	寡婦改嫁照
		3	閔侯批云	杜後絕打照 鄱陽縣事
		4	湯侯主批	告給引照身
		5	詹侯批云	和息狀 東鄉縣事
—		—	—	—
—		—	—	—
—		—	—	—

〔附記〕本稿は、第15届中国古代小説、戯曲文獻數字化国際研討會（2016年）、第16届中国古代小説、戯曲文獻數字化国際研討會（2017年）において口頭発表した、「京都大學法學部圖書室藏《廉明奇判公案》」、「關於《廉明奇判公案》再探究」の内容を加筆修正したものである。発表後に貴重なご意見をくださった諸先生方にお礼申し上げます。

〔追記〕投稿後、2019年8月、10月及び11月に、北京大学の潘建国教授が、廉明奇判公案について、中国で口頭発表され、新たな版本が見つかったことが分かった。以下に、東京大学東洋文化研究所・上原究一准教授を介して入手した潘氏の論文「明代公案小説の文本抽毀與版本流播——以余象斗《皇明諸司廉明奇判公案》為例」（《中國古代小説國際學術研討會論文集》2019年10月）の概要を記す。

潘氏が紹介した現存版本は全9部で、その内3部が新たな版本である。すなわち（a）潘氏が蓬左文庫蔵本（筆者の書誌4）と同版と見做す独翠堂蔵本、（b）潘氏が内閣文庫本（筆者の書誌5）と同版と想定する中国のオークションで落札され、現蔵者不明の翠英堂本、（c）潘氏が国図普通本（筆者の書誌3）と同系統と考える潘氏私蔵の大業堂本である。

潘氏所蔵本は2冊で巻3、巻4を有し、潘氏が2019年5月に朝鮮渡りの版本（柳縦（1684—1752）旧蔵）を偶然入手したという。そこには、

筆者が「残篇故事」と称した故意に削られた不完全な話が、完全な状態で残されている。話の題は「王巡道察出匿名」で、潘氏の論文中に紹介されている話の内容は以下の通りである。

薛士禹・応輅の兄弟は、父の死後、財産争いを繰り広げてきたが、推官・丁此呂のところに匿名で投書があり、士禹が十悪罪を犯したと訴えた。士禹は弟の仕業ではないかと疑って、丁推官の座主（科挙合格時の試験官）である侍郎・黄鳳翔に賄賂を贈って関節を求めたところ、黄侍郎が丁推官に対し、付度して取り計らうよう促した。結果、応輅は絞首刑に処されることとなった。万暦13年（1585）になり、王豫昇が視察官として訪れた時、確たる証拠がないということで、応輅は無罪放免となった。数年経って、またこの土地で、ある人物が「施卿」の名を使って張裕を賄賂の罪で訴えた。王豫昇が王知県に案件を回したところ、王知県は施卿を匿名による訴えの罪で絞首刑に処すという判決を下した。施卿は礼房吏・呉正に依頼し、王豫昇に対してぬれぎぬを晴らすよう求めた。王豫昇は訴状の中に、自身がかつて、応輅に対し無罪の判決を下した際の陳述があるのを見て、呉正こそが二度の匿名密告案件の黒幕の主謀者ではないかと疑い、自ら詳しく調査し、真相を暴いた。最終的に呉正を絞首刑の罪に問うこととなり、施卿は無実の罪が晴れた。薛兄弟もかつての恨みを完全に晴らし、漳泉の民は皆、王豫昇の神明に敬服した。

以下、潘氏の評価を記すと、この「王巡道察出匿名」の中に登場する丁此呂と黄鳳翔（1540-1614）が実在の人物であり、話が故意に削り取られた原因は黄鳳翔による余象斗への圧力にあると言う。『廉明奇判公案』が刊行された万暦二十六年（1598）、黄鳳翔は折しも、物語の舞台であり自身の故郷である泉州にいた。黄鳳翔が丁此呂に対して付

度するよう求めたことの真偽は不明であるが、小説の話となって拡散することは、黄鳳翔本人も家族も阻止せねばならなかったと、潘氏は考える。潘氏所蔵本に「王巡道察出匿名」が収録されているのは、後に、福建から遠く離れた金陵の地で、大業堂が初印本『廉明奇判公案』の印本を入手して覆刻したからだと言う。詳細については、潘氏の論文を参照されたい。

なお、上記（a）独翠堂蔵本は、潘氏の指摘にもあるように、『冊府千華——民間珍貴典籍収蔵展図録』（国家図書館出版社2015年、173-174頁）に書影が掲載されている。ただし、封面は「6. 国立国会図書館蔵本」（以下、国会本）と同じ（同版が異版かについては図版だけでは判断できないが、酷似している）「全像續廉／明公案□」（傍線筆者、以下同じ）を附す。蓬左本の封面は「全像正廉／明公案傳」である。これら封面の正・統の字については、大塚氏「公案話本から公案小説集へ」（70頁）で、「正」の字は統が刊行されて初めて意味を持つ」と述べられ、蓬左本は国会本とセット刊行を企てて、国会本よりも後に刊行されたと推定されている。さて、独翠堂蔵本は、蓬左本と同系統の版本であり、その版本に「統」の封面が附されているということは、正・統の封面が混同されていたことをうかがわせ、大塚説を補強する事例が現れたと言える。

上原究一氏が、2019年10月の学術会議の討論の時間に、筆者がかつて口頭発表したことに触れ、その後、潘建國氏の依頼を受けて、会議論集を筆者に送付して下さった。さらに12月末に潘氏のご厚意により、原本を閲覧する機会を得た。両氏にお礼申し上げます。

（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程）